

阿見町議会会議録

平成23年第1回臨時会

(平成23年1月11日)

阿見町議会

平成23年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（1月11日）	3
○出席，欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第1号（上程，説明，質疑，討論，採決）	7
・倉持松雄議員の監査委員罷免を求める動議について（上程，説明，質疑，討論，採決）	24
○閉 会	26

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第328号

平成23年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年12月28日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成23年1月11日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 阿見町一般会計補正予算(第5号)について

第 1 号

[1 月 11 日]

平成23年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成23年1月11日（第1日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
健 康 づ くり 課 長	朝 日 良 一 君
町 民 課 長 兼 う ず ら 出 張 所 長	松 本 道 雄 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 芳 夫 君
町 民 活 動 推 進 課 長	飯 野 利 明 君
都 市 計 画 課 長	菊 池 彰 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成23年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成23年1月11日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

追加日程第1 倉持松雄議員の監査委員罷免を求める動議について

午前10時00分開会

○議長（佐藤幸明君） 定刻になりましたので、ただいまから、平成23年第1回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

7番 石井早苗君

8番 柴原成一君

を指名いたします。

ただいま、12番吉田憲市君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第1号の1件であります。

次に、監査委員から平成22年11月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第1号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成23年第1回臨時議会、皆様方にはお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。新春を迎え、町民の皆さん、議員各位、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号の一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,382万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ136億7,219万9,000円とするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。

第15款、国庫支出金では、汚水処理施設整備交付金を増額するほか、国の補正予算に計上された、緊急総合経済対策の交付金である、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金を新規計上。

第16款、県支出金では、障害者自立支援対策臨時特例交付金及び浄化槽設置事業補助金を増額するほか、安心子ども支援事業費補助金を新規計上。

第19款、繰入金では、財源を調整するため財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次に、3ページからの歳出についてその主なものを申し上げます。

第1款議会費から、第9款教育費まで、職員給与関係経費の補正を行うほか、第2款総務費では、財産管理費で、きめ細かな交付金事業として、公共施設の防犯カメラ設置に要する経費を、企画費で道の駅等の観光施設の立地に関する調査委託料を、町民活動推進費で住民生活に光をそそぐ交付金事業として、男女共同参画プラン策定に要する経費をそれぞれ新規計上。そのほか、諸費で町界町名地番整理委託料を新規計上、徴収費では徴収事務費の過誤納還付金を増額するものであります。

第3款、民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金を増額、後期高齢者医療特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金を減額。障害者福祉費では障害者訓練等給付費を増額。福祉センター費では、まほろば敷地内の地下排水処理設備の維持補修工事を新規計上。保育所費では、懸案事項となっておりました、待機児童解消のため、平成23年4月より、うずら出張所内の会議室を利用し保育を実施するため、事前準備に要する経費を新規計上する一方、解体・仮設工事を減額するものであります。

第4款、衛生費では、予防費で予防接種事業の新型インフルエンザワクチン接種費助成費を増額。浄化槽設置の補助申請が増加しているため、環境整備費で浄化槽設置事業補助金を増額。

第5款、農林水産業費では、農地費で実穀上長地区農業集落排水事業繰出金を増額。

第7款、土木費では、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を減額する一方、公園費で公園整備工事を増額するものであります。

第9款、教育費では、事務局費で住民生活に光をそそぐ交付金事業として、教育相談センター増築工事を新規計上。小学校・学校管理費及び中学校・学校管理費の学校施設整備事業で電算システム委託料及び使賃料を減額。

第11款、公債費では、長期債償還元金を増額するものであります。

次に、5ページの第2表・債務負担行為補正については、維持管理委託料、電算システム、業務委託料などの業務等が平成23年4月から円滑に進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するための、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、6ページの第3表、地方債補正については、利率の記載内容を変更するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 13ページの財産管理費、ここには防犯カメラ設置工事費、それからその前の委託料ですか、測量設計管理委託料。先ほどの説明で、残っております保育所4カ所、児童館、公民館それから予科練記念館と合計32施設の防犯カメラを設置するということですが、これ1,953万2,000円を32で割ると、1カ所630万ぐらいになると思うんですが、違う……。一けた違う。60か。ああ、失礼失礼。1,961万ですね。

で、この内容はどういうシステムになるのか、説明をお願いしたいと。ここ最近ですけども、

阿見町内に住んでいる若者がジョイフル本田で、無差別で殺傷したつつう事件が起きているわけです。それから、その二、三年前には荒川沖駅で、これは死亡事故も起きたわけですね。そういう対策になるのかどうなのかもあわせて、設備はどんなふうになるのか説明をお願いしたい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この防犯カメラの設置は、14カ所ですね。台数で34台を考えているところでございます。

そのシステムなんですけども、カメラはもちろん設置しますけども、そのモニター、それから録画機能等も考えられるんですが、その場所場所をですね、ちょっとこの設計費に載せてありますとおり、現場を見ながら設計をして、その現場に合った対応をしていくということで、詳細についてはまだ決まっておられませんけども、まずカメラ、それから事務室等でのモニター、さらに録画も必要な場合は機能も備えるというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） それから21、22の民生費で保育所の待機児童をゼロにするためのうずら出張所の改築ですけれども、前の議会の説明で、12月時点で待機児童が60名いると。そのうち4月の入れ替えで15名ぐらいが待機児童になるつつう説明を受けているわけですけれども、特にその説明の中で一、二歳児ですか、の要望が高かったわけですね。

この保育所、うずら出張所の改築で、計算上は4月時点でゼロになるわけですけれども、現実にゼロにするためにきちんとやったのかどうなのか質問をしたいというふうに思います。

あと、対応としてはね、ゼロに向けてやったと思うんですけども、先ほど浅野議員から役場にしては随分早く対応してありがとうございましたつつう答弁がありましたけども、私がゼロになれば役場のいわゆる仕事のやり方としては満点かなというふうに思っておりますので、その辺説明をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。待機児童の解消につきましては、前の一般質問からいろいろ伺ってきたところで、現時点で町のできる最大限の努力をして、今回の補正予算ということで提案させていただいた次第でございまして、この待機児童につきましては、町全体として昨年の4月1日現在で14名の待機がいたということで、今回の23年の4月の待機というのはまた、現状ではまだ正確な人数は把握はできてない状況でございまして。

しかしながら、去年の待機の状況をかんがみまして、今年度も昨年以上の待機が出るのではないかというような予測のもとに、対応策ということで検討してきたわけですが、今回は、中でも昨年度の保育所の待機の数が多い二区保育所、こちらの一、二歳の待機児童の解消というようなことで、今回二区の保育所に隣接しておりますうずら出張所を有効利用、会議室を有効利用して、解消策として検討していきました。

そういうことで、二区の保育所の今までの定員数は90名でございましたが、今回その一、二歳の定数を16人拡大するというようなことで、106人の定数の増というようなことで、こちらはこれから県のほうの関係課のほうに届け出をして承認をいただくというような手続が残っておりますが、そういう県のほうとの調整等も踏まえて、今回そういう解消策ということで提案した次第でございます。

ですから、4月時点でほかの保育所がまた待機が出るというようなことも考えられるわけですが、この点については、根本的な解消策としては、前からも答弁しておりますように、民間の保育所の誘致をしていくというのが根本的な解消策というふうに考えておりますので、今回はあくまでも民間が立ち上がるまでの臨時的な措置として対応してきたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○18番（細田正幸君） 済みません。今の関連で。

○議長（佐藤幸明君） はい、18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 民生部長の答弁では何かちょっとすきつとしないんですけども、12月の議会でははっきり15名が待機児童になるって答弁してたわけですよね。で、今回16名の一、二歳児の入る施設を改築するつつうことになれば、普通素人が考えれば今の時点では待機児童がゼロになるという答弁をしないと何か歯切れが悪いなど。計算が合わないんじゃないかなつつうふうに思うんですけども、それはどうなんですか。

今の時点ではゼロになるつつうことなんでしょう。この16名を入れるつつうことになれば。だから、その後の増減はなしにしてですよ。今の時点ではどうなのかっていうことを聞いてんですよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。前回15名の待機がいて解消できるというのは、これは前回に浅野議員とかに、答弁にお答えしたかと思うんですが、12月現在ですか、そのときは60名の待機がいたというようなことでございます。その待機児童の解消については、

やはりすぐどうこうできるというような状況ではなくて、改めて来年度23年の4月の当初の待機の解消ということで、22年の4月には14名の待機がいたというようなことでございます。

ですから、今年度の23年の4月の当初には14名以上の待機が出る見込みであろうというようなことで答弁してたと思います。そういうための解消策として、今回その中でも二区の保育所について一番待機が多いというところの解消策として、今回うずら出張所の会議室を利用した保育を実施するというようなことでございますので、すべての4月の年度当初の待機児童の解消策というようなことではないというようなことでございます。

ですから、ほかの南平台とか学校区とかあると思いますが、そのもし……。これはまだ現時点では待機児童っていうのは、今12月の申し込みで取りまとめた時点では、どこの保育所でも待機という形では出ていない状況です。23年の4月の待機っていうのは、今の申し込みの状況の中では出てないわけですが、今後これから申し込みがどんどん増えてくると、やはりそういう十四、五人以上の待機が出てくるというような予測がありますので、そういうことで対応してきたということでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 12月の答弁では2人の議員と一般質問やったわけですよ。私は当初どうなんだっつう本会議でも質問しましたけども、そのときは要するに3月30日、まあ4月1日から小学校へ入る保育所の児童がいるわけですよ。それはもう今入ってるわけですから、例えば何百名とかっていう数値がもうわかると思うんですよ。で、その人らは卒業するわけですよ。で、新しくまた申し込みがあると。そうすれば卒業生が何人、で、新しく申し込みが何人、今の計算上は、私は12月のあなた方の答弁では、今の時点では60名ありますよって答弁したでしょう。

で、22年度はその14名の待機児童が出たんで、23年度、今年の4月ですよ、4月は15名ぐらいの待機児童が予想されると。で、それが入れるところ、施設があれば15名が、今度16名入れるところつくるわけですよ。そうすれば計算上はゼロになるわけですよ。私らはそんなふうに理解してんですけども、その民生部長の答弁ではそうじゃないんですよ。だからそれはだって、今入ってる年長者は何人いるっていうのはちゃんとつかめるわけですよ。卒業する人は何人と。で、上さ上がる人は何人と。それから、私は新しく入る人がじゃあ60人いんのかなってふうに理解してるわけですけども、そうじゃないんですか。

何か全然今の答弁は、私は後退した答弁だっつうふうに思うんですよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。前の質問の答弁で待機児童を今回のうずら出張所のほうで全部そこで待機を受け入れるというようなことではなくて、あくまでも二区保育所の定数の拡大というようにございます。

で、今細田議員がおっしゃいました新たに年長さんは小学校に入るということで繰り上げになるだろうというようなことだと思いますが、申し込みの中には転出したり、ほかのところから転入してきて新たな申し込みとか、そういうのがこれからかなり増えるということが例年この異動の中で出てきている状況があります。そういう中で昨年度はそういう14名の待機が全体で出ていて、二区保育所にはその6名の待機が出たというようなことでございます。

今回その全体で14名の中の、一番二区の保育所で待機が一、二歳のところで出ているという状況をやはり踏まえて、二区の保育所の一、二歳の定数の拡大を図っていこうというようなことで、対策を考えたというようなことでございます。

○18番（細田正幸君） だからどうなんだっつうことを。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 要するにね、人数的には16名ということで、15名が待機児童であれば人数的にはそれで済むけど、ただ地域格差があるじゃないですか。二区保育所ほかでやっぱり求めているというところ、場所、場所によって待機児童が違うわけですから、その待機児童を二区に持ってくる親御さんがいるかどうかという事です。すべてそこに集められれば、それで待機児童はゼロになります。だけど、南平台の人が、ね、1歳の人をこちらまで来さして、やはり預けるかっていうとそうじゃないじゃないですか。やっぱりそういうことを部長は言っているんですよ。

地域によって、二区保育所が今まで一番の待機児童が多かったんで、二区保育所に16名の待機児童を受け入れるためにうずら出張所を改築してやると。しかし、ほかでも待機児童はいるわけですよ。ほかの保育所でも。その保育所の人たちを、じゃあうずら野まで持ってこられるかという、なかなかこれは難しいということを今説明してるわけです。人数的には16名で4月1日現在で15名の待機児童がいた場合は、人数的にはそれで受け入れられるでしょう。受け入れられるでしょう。人数的には。ただ、場所によってその受け入れ先が違って来るということを理解していただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の待機児童のやつで、二区は16名の枠をつくるけれども、現実には6名だって、今6名しかいなかったっつうことは、あと10名の余裕があるわけでしょうよ。で、今まで保育所の入所でも例えば片方がいっぱいになれば調整して片方へ移すと。そういう

ことはやってたわけですよ。だから、逆に言えば、町全体でその地域に住んでいる人を調整して、この16名のところへ入れるようにすれば——まあ、父兄が承諾すればですよ——、そうすればゼロになるわけでしょう。

だから、二区だけの話ならば16名のスペースつくっても、10名は今のところあくっていう計算になっちゃうでしょうよ。そんなばかなことはないでしょうよ。ねえ、どう考えたって。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、言ってるじゃないですか。だから、ほかの待機児童の人たちが二区に来てもらえれば、いつでも、ほら16人の枠があれば、6人ほか入れなけりゃ10人は受け入れますよと。だけど……。

○18番（細田正幸君） 計算上は。

○町長（天田富司男君） 計算上はできるけど、だけど実際親御さんが、そういうことで大丈夫かっていうことが、そこに問題があるっていうことを問題提起してるわけですよ。だから、親の判断以外ないんですよ。ね。

○18番（細田正幸君） 町全体ではゼロになりますよって計算では。

○町長（天田富司男君） そう。そうそう。町全体では計算的にはゼロになりますよ。だけど親御さんがどういう考えを持つか……。

○18番（細田正幸君） なら、……てんなら、それは後の分。

○町長（天田富司男君） あ、そうですか。だから、それは大丈夫です。それは計算的にはゼロになります。

○18番（細田正幸君） そんなふうに最初から言えばいいんだよ。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） この新学校給食センターのですね、工法について、これがさきの12月の議会で、この補正予算、これは拒否されたわけですよ。それで、拒否の理由はPFI工法のアドバイザー料を減額するということの補正案だったんです。予算案だったんですね。それが今回の補正予算には、全然、もちろん当然載ってないわけですけども、このPFI工法というものを我々はですね、これ分水嶺と考えてんですよ。ここでこの予算を認めますとね、ああPFI工法は……。新しい方法でやるんだと、天田町長が言われる新しい工法でやるんだというふうになるわけです。

だけど、我々は数年もかけて研究をして、数千万の金を投入をして、今そこにおられる執行部の皆さんが研究に研究を重ねた工法なんですよ。それを、いきなりPFIはやめたというよ

うなことが言える権限がだれにあるのかということなんです。だから、ここでその補正を認めると、ああPFIはあきらめたんだなというふうにならざるを得ないんですね。あくまでもPFIはPFIで我々は過去の行政の継続性からしてやっていただきたいんです。その点はどうか考えておりますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どうにしろ、ほら、今PFIのこの予算の中には全然出てないわけですから、ここで質疑するのはちょっとおかしいとは思いますが、先ほど全協の中でもね、いろいろな説明をしていきたい。だからといって皆さんが予算の審議を持っているんですから、次回ね、私たちがPFIじゃなくてこうやって出したら、あなたたちはそれは減額補正でも何でもできるわけですよ。そうでしょう。そうでしょう。

それはもう全然皆さんの手中に、この問題はああるわけですよ。ただPFIがいいかどうかという、または公設民営がいいかどうかというのは、今後やはり先ほど次長が言ったとおり、いろんな場所でいろいろ説明をして、それは理解を得られない状況であるならば、やっぱりそれはいろいろ考えていかなければならないですけど、理解をしていただくようにやっぱり説明していかなければならないと私は思ってます。

ただ今回ね、この補正が可決されたから、じゃあPFIが進むかって。それは……。この問題とその問題はまた別ですよ。そうでしょう。だって来年度予算に、私が公設民営でこうやってやりたいんですよって予算を計上しても、あなたたちはみんな反対であれば、それは減額補正できるわけですから。皆さんの手中にそれはああるんですよ。だから、これが可決されたらPFIに進むんだという、そういうものはないわけですよ。そうでしょう。皆さん持ってるんですから。

河村市長が言ったとおり、市長より皆さんのほうが力あるんだから。そういうことです。だからね、今みたいな意見はちょっとおかしいとおれは思いますね。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長ね、意見がおかしいというよりも、この補正を組まなければならなかったというのは、また政府の交付金もありましたけども、それは後から出た話であらうから、根本はこのPFIなんです。我々は過去PFIをずっと説明を受けて、町長みずからも何も異論は挟まなかったわけですよ。予算をつけたときも。それで町長になって急にそれを変更するというは何か別の思惑があるんじゃないかというような、非常に危うさを感じてるわけ。

それでいいですか。ここにね、町長が言われてるようにPFIと公設民営方式と——今から

町長がやるやつですね——公設民営方式と、P F Iとの方式の比較というふうに書いてるんですよ。方式の比較。P F I方式によるメリット、コストの削減、一体的包括的な民間事業者による事業展開、安定した給食の供給が図れる契約賃、スキームというようなことを、町長が今やろうとしてる公設民営とP F Iを比較して、現執行部は、今おる皆さん方はP F Iがいいですよということで、以上のことからP F I導入に関する総合評価として給食センターをP F I方式で整備運営していくものとする。

これだけの結論を出して、何で昨日今日なった町長が方針をころっと変えるんですか。これが行政の継続性っちゅうもんなんです。それには税金をたくさんかけてるじゃないですか。それをほごにする権限があるんですか、町長に。そこを、私は根本的なことを言ってるわけです。だから、そこはですね、確かに我々に予算の審議権があるから、議決権があるからそれは否決を当然しますけども、——賛成者が多ければの話です——しますけども、そういう考え方を町長にちょっと変えてもらわないと、今から検討するっちゅうんであればいいです。3月までに検討するで、予算組むまで検討するというんであれば、当然我々も納得はします。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、先ほどから言っているとおりですよ。継続性継続性って言うけど、やはりね、トップがかわれば物事が変わらないとおかしいんじゃないですか。

○10番（藤井孝幸君） いいものと悪いものがある。

○町長（天田富司男君） うん。それはね、だからそれは考え方の違いがあるじゃないですか。私にしてみれば、やっぱりP F Iよりも公設民営で、この町の業者が少しでも入れるような状況、また米飯も……。米飯ラインがなかったっていうのは、阿見町からの説明はちょっと私は聞いてません。これは。P F Iの問題で。だから、そこは私もそこではおかしかったって言われればそうかもしれませんが、ただやはり今後P F Iでいいのか、公設民営でいいのか、また先ほど言ったとおり、同じようになりますけど、これ次長が言ったとおりね、説明していくって言うてるんですから、そんで説明しても納得が全然いけないってなれば、これはどうしようもないことだし、いろいろそういう期間を経てね……。

〔「出直して議長に整理してもらえ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） やっぱりやっていくべきであると思うんだよね。大体この問題がここにね、入ってないのに私と藤井議員がやるっていうことがおかしな話なんですけど、ただやはり説明をよく聞いていただきたい。今後。ここで説明することじゃないんで、全協のほうで説明したいんでね、そういう中で……。だから、それがきちんと検討するだ、何じゃじゃなけ

りやもうこの補正予算は否決するんだでは、それはちょっとおかしいような、私は論理じゃないんじゃないかなと私は思いますけどね。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長ね、町長が今我々にずっと……。私が継続性というのは、3年もかけて巨額な税金を投入してきて、それを急に変えるということのその手法に私は誤りがあるんじゃないかって言ってるわけですよ。

だから、それは確かにここで補正予算の中にはないです。ないですけども、話のものがPFIの減額だったんだから、アドバイザー料の。だから、それを私は今言っているわけです。だから、町長が今からでも……。まだ前提が、町長、新しい公設民営でやるという、そういう新しい方法で私たちに説明するち言ってるわけですから、納得するっち。それではないよという。それでは納得はしませんということを私は事前に申し上げてるわけですよ。その意味はわかりますよね。

○町長（天田富司男君） それはね。

○10番（藤井孝幸君） わかりますですね。だから、そういう無駄な作業をその執行部にさせないということなんです。それも本当の無駄遣いというふうに私は思う。また新たにお金を投入しなきゃならないんだから。そしてこれだけのメリットをPFIと公設民営を比較してメリットを書いて、これで行きますというふうになってるの、結論が。そこをひっくり返して、3年も4年もの歴史をひっくり返していいのかということ言ってるわけですよ。そういう町長の手法がいいのかと言ってること、私は言ってるんですよ。どうですか。

〔「そうだよね」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

〔「議事進行」「ここに書いてあるものにしてくれよ」「ここでやったってしょうがないよ」「説明を聞いてからにして」「今日の問題は何だ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 議事進行してください。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（藤井孝幸君） おれ質問したって。そういう態度でいいのかって……。

○議長（佐藤幸明君） 基本的な考え方を求めておりますんで、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そう。もう、この話はですね、この予算の中にもないし、これで一々2人でね、やってることじゃないと思いますよ。本当にうんと聞きに来たかったら私のところへどんどん来てください。いつでもいろんな話をさせていただきます。よろしく。

〔「2人だけで個人的に相談したらだめだぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑はありませんか。

3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 21ページの保育所整備事業，これで解体仮設工事で1,000万を超える金額が減額になっておりますが，この青宿保育所の解体工事ですね，これに関しての当初の予定価格，そして落札価格。で，最低限度額この辺のところがまずあったのか。で，入札業者に関しましては，これは何社あったのか。それと，入札の審査委員会の会合は其中であったのか，ちょっとそれに関してお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

それでは，ここで暫時休憩いたします。会議の再開は……。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 今調べるって。

〔「何分休憩ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 答えられない部分があるそうですから，今調べます。調べるということです。

それでは，ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前10時50分からといたします。

午前10時41分休憩

午前10時50分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「今準備しています。まだ準備できてないです」「次行け，次」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 違う質問ですか。

はい，16番櫛田豊君。

○16番（櫛田豊君） 債務負担行為の件ちょっと聞きたいんですが，業務委託料追加分1,784万円の説明をもう一度お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい，お答えいたします。保育所の保育士——これは臨時職員ですけれども——，その人材派遣委託業務でございます。で，臨時保育士は5名なんですけれども，募集をする予定なんですけども，集まらなかった場合どうしても現場対応しなくちゃいけませんので，そのために業務委託の予算も確保してございます。

○議長（佐藤幸明君） 16番櫛田豊君。

○16番（櫛田豊君） 町長，さっきそういう説明したっけ。

○町長（天田富司男君） そういう質問はないでしょう。

○16番（櫛田豊君） 違う違う。自分で説明したよな。してない。

○町長（天田富司男君） 債務負担行為の限度額追加設定をするものでありますということはやりましたが、内容は……。

○16番（櫛田豊君） 内容は言ってない。わかりました。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 先ほどのですね、藤井議員の関連になるかと思うんですが、町長は第5号のですね、補正案は第4号の補正案とは関係ないんだという話でありました。しかし、保健体育費の給食センターの整備事業、この4号のですね、補正予算案に対しての5号の補正予算案であるんで、それで全く関連はないんだと、計上してないからいいじゃないかという話を先ほどしましたが、この5号のですね、補正予算案を通すために、それだけに給食センターの整備事業というのをただ割愛してきただけなのか。

それともう1つ、この637万5,000円、このお金のですね、処理はどういうふうになさるのか。また、どういふふうにしたのか。単なる不用額としたのか、その辺を質問したいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。先ほども答弁しましたが、新しい給食センターをつくるっちゃうのは、これ皆さんと御理解しましてですね、ただ結果的に12月のあれをただ削除したっちゃう部分じゃなくて、3月これ当初予算に今度は上程、まあいろいろしてくるわけですから、その前に全員協議会の中で議員さんに納得してもらうような形のPFI、それから公設民営の部分の、今まで時系列で、3年前からこれ藤井議員が言われたように、よって、どこでこうなっちゃった部分ちゃうことで、こうなんですよ。だから、こうなるにはこういう今の流れになったよっちゃうことで説明をしていきたいんで、そこで御理解願いたいと思っております。

この600万の場合、今普通でこのまま行けばそのまま不用額ちゃう形で来年度の繰越金の中に含まれるような形になろうかと思います。はい。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（藤井孝幸君） 議長、その前に。時間かかりそうだから。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 先ほど5名の保育士の業務委託料ということありましたけども、募集して集まらなかった場合のことで予定をして債務負担行為をやったということですよ。それはまだ間違いはないですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。臨時職員は募集する予定でございます。で、思うどおりに集まらなかった場合5名おりますので、そのときは現場で即保育士さん対応しなくちゃいけませんので、そのために派遣業務も委託料も計上してるということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） やはりその業務委託料というのは、人材派遣会社かなんかに委託をするという意味ですね。そうですね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。人材派遣会社に委託するということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ただいまの質問に追加でちょっと質問したいんですが、人材派遣会社に委託するのが23年度か24年度の、まあ1年間の分が1,700万ちょっとということなんですか。質問。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。23年度1年分でございます。

○7番（石井早苗君） 1年分が1,700万円。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 今のことについてなんですけど、1,780万を5人で割ると一人340万ですか。これは、人材派遣にしたときが340万としてですよね。仮にこれ、町が臨時職員を募集してやったときは同じ数字なんですか。要は、町が直接臨時職員を集めたときと人材派遣に頼んだときのその金額の差っていうか、それはどの程度あるかをちょっと聞きたいんです。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。人材派遣に頼んだ場合が1,700万で、臨時職員で対応した場合は977万3,000円ぐらいと。約800万の違いがございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） ちょっと今数字聞いてびっくりして、一人800万違うわけでしょう。違う、全体で800万。そしたらば、簡単に人材派遣に頼むんじゃなくて、何回でも何回でもやって、どうしても臨時職員は、どうしてもいなければそれは現場のことですからやむを得ないこともあるかもしれませんが、これ800万つう数字は大きいよね。そしたらば、何回募集しても、どんな人脈を使っても、臨時職員として雇うと、町が。

〔「同感」と呼ぶ者あり〕

○11番（久保谷実君） そういうことを、その1回、軽い気持ちで、いないから人材派遣にしよう、そう執行部が判断した時点で予算が800万違っちゃうわけですから、これはちょっと大きな問題だと思うんだよね。そこは何回も何回も臨時職員募集したり、いろんな人の手だてを使ってそういう人を見つけたり、そういうことはどう考えていますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。当然、ただいま久保谷議員がおっしゃったとおり、臨時職員の確保については最大限努力をしていくというようなことで考えておりますが、ここに挙げているのは最悪だれもいなかった場合、これはそういう人材派遣で対応しなければならないということですので、これは、最悪全部人材派遣で対応した場合の差額が800万ということですので、ですから、最大限努力した結果、一人足りないとか二人足りない場合は、そういう人材派遣のほうでお願いするようなことになるというようなことですので、今議員おっしゃったように、臨時職員の確保についてはいろいろな情報をもとに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 今部長の答弁聞いて安心したんですけども、簡単に最悪の事態にならないように要望しときます。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 今、部長の説明聞いて驚いてしまったんですけど、人材派遣に頼むと一人340万、臨職を雇うと大体180万から90万くらい。それだったら臨職の給料少し上げてやったほうがいいんじゃないですか。そうして募集、集めたほうがいいと思うんですが、どうなんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

民生部長横田健一君。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今回の待機児童の解消策としての保育士の確保については、できればそういう厚遇で対応したいというところがございますが、やは

りほかの保育所との関連、ほかの保育所にもやはりかなり臨時保育士として働いているわけ
でございます。そういうところのバランスもありますので、同じ時給で対応をしなければなら
ないというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 質問がどんどん広がっちゃうんですけども、今、町で臨時職員が何
名で、人材派遣から来てる人が何名いるかわかったら教えてください。

○議長（佐藤幸明君） 保育士に限ってですか。

○11番（久保谷実君） いや、全体。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○11番（久保谷実君） じゃ、待って。保育所でいいです。

○議長（佐藤幸明君） 児童福祉課長高須徹君。

○児童福祉課長（高須徹君） もう一度確認なんですけども、現在の保育所での臨時職員の数
でございますでしょうか。

○11番（久保谷実君） そうです。

○児童福祉課長（高須徹君） でよろしいんですか。はい。今ですね、保育所のほうはですね、
臨時職員として、ちょっと最近になってやめたりとかっていうのがありますので、ちょっと一
人二人は正確ではないかもしれませんが、御了承いただきたいと思っておりますけども、看護士の
ほうで二人、それと保育士のほうですね、これはフルタイムの保育士のほうでですね、25人程
度。それと短時間ですか、の、時間的な短時間パート保育士のほうで18名程度。それから調
理・用務関係でございますけれども、そちらの中でですね、調理員のほうで4名程度、それと
あとは栄養士が1名、バスの運転手のほうで3名というような。あと用務員のほうで7名程度
というような現状でございます。

○11番（久保谷実君） 人材派遣は。

○児童福祉課長（高須徹君） 人材派遣のほうは利用してございません。

○11番（久保谷実君） あ、いないんだ。

○児童福祉課長（高須徹君） はい。

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。先ほどの保育所の解体工事の件でお答えいたします。まず
ですね、青宿保育所と曙保育所でございますけども、青宿保育所からですね、予定価格が957万
1,000円でございます。で、落札額が420万円。指名業者は7社でございまして、それで落札し
た業者は勝工健株式会社。

青宿保育所です。予定価格が800万円。失礼しました。曙保育所、予定価格が800万円です。

落札価格が520万円。で、6社指名をいたしまして落札した業者が有限会社ノグチ工業でございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 最低限度額というものは、特には設けてはおられなかったんじゃないか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 最低制限価格につきましては、一般競争入札に適用するというところでございますので、この場合は指名競争入札をやっておりまして設けておりませんでした。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） これは両方ともかなり減額というか予定価格よりも安く入札できたというところはよかったと思うんですが、この内訳的にこの予定価格、例えば957万、また800万という価格に対して420万、520万という非常に安い金額でやってる。で、これに関しての解体工事なんで、壊すだけではなくて、その後の廃棄物等の処理も含まれると思うんですが、その辺のところも全部加味して、この予定価格というのを出したと思うんですが、その辺の予定価格の内訳というのは、こちら側ではどのように計算して出しておったんでしょうか。ちょっとそれをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

児童福祉課長高須徹君。

○児童福祉課長（高須徹君） はい、お答えいたします。処分費用関係も全部きちんと処理するというところで組んでおります。ただですね、今回ですね、2件、曙保育所と青宿保育所の2カ所でございますけれども、青宿保育所の業者におきましては自社で、処理が一部を除いて自社で処分ができる業者でございます。その点で一般的には処理は全部請負業者さんがまた委託をかけて中間処理から最終処分まで請負契約を結んで、そういう流れで処理をしていますけれども、1社さんに関しては自社で中間処理等処分ができる資格を持っている業者さんが入っております。そういう関係で大分金額が低金額で請負ができたというような状況がございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） わかりました。ありがとうございます。ということは、この青宿に関

してはこんだけ安くできたというのは、自社で処分ができる資格を持ってきちっと処分をしたと。ということは、入札の審査委員会においてもきちんこの辺の各会社の審査はきちんとなされた上で、この会社が入札をしたということで間違いありません。その仕事の内容も間違いなくきちんとなされたと。わかりました。はい。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、本臨時会に予定されました日程はすべて終了しました。

〔「動議、動議です」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 私は……。動議の内容ですか。

○議長（佐藤幸明君） はい。

○11番（久保谷実君） 倉持監査委員の罷免を要求いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいま11番久保谷実君から動議が出されました。賛同される議員の方いらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。

追加日程第1 倉持松雄議員の監査委員罷免を求める動議について

○議長（佐藤幸明君） 倉持松雄議員の監査委員罷免を求める動議を日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥の対象となります14番倉持松雄君の退席を求めます。

提出者から、動議提出の説明を求めます。

11番久保谷実君、登壇願います。

〔11番久保谷実君登壇〕

○11番（久保谷実君） 私は倉持監査委員の罷免を要求いたします。理由は去る12月14日の全員協議会において判明したことでありますが、11月の末のころ、ある議員に対し監査委員しか知り得ない情報について電話をしております。その内容は、ある議員の息子さんと町との契約書が監査のときによく出てきますが、息子さんに間違いないですかとの確認されたそうです。

そこでの当人同士のやりとりの内容は定かではありませんが、電話を受けた議員は議会での発言を制止するような言葉であり、おどかさされたように感じたとの発言がありました。また、1月8日付の新聞記事にあったように、倫理条例に関する内容だったそうであります。私は、全員協議会の席上でも発言をいたしました。監査委員として非常に不適切な言動であったと思っております。

地方自治法第198条の3に監査委員の義務として、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。また監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと規定をされております。よって、この条文に違反していると思ひ、罷免を要求するものであります。

○議長（佐藤幸明君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今、罷免の説明がありましたけれども、当然罷免される議員がいるわけですね。これは普通そういうことがあったと。で、罷免されるほうが、きちんと弁明の機会、それが事実かどうかを検証しないと判断できませんので、罷免される倉持議員の、私は弁明を聞きたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ただいま18番細田正幸君から、罷免される人の弁明も聞くべきじゃないかという話がありましたけど、どのようにしましょうか。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君）　ここは議場でありますので、いわゆる意思決定の機関であります。で、今議題として、細田議員のほうからの質問ではございません。よって議場におけるそのことについての是か非か、是非論について判断をするのではなくて、言うならば全員協議会の中でそういう意見に対して是か非かと。で、そこで過半数いたならば当人の弁明を議場において聞くということの進め方のほうがいいのではないかと。そしてまた、そうあるべきだろうと、そんなふうに思います。

○議長（佐藤幸明君）　それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時30分からいたします。

午前11時20分休憩

午前11時44分再開

○議長（佐藤幸明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

全員協議会を開きまして、その中で弁明の機会はないという結論に達しました。

ほかに質疑はありますか。

〔「動議についてだろ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　もちろんそうです。動議についてですか。動議の内容についてですか。

〔「動議の内容以外」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　はい。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております倉持松雄監査委員の罷免動議は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君）　倉持議員の罷免に関する事なんですけど、私は吉田議員も公人なので、それは罷免には当たらないというふうに私は思いますので反対をいたします。

○議長（佐藤幸明君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により、採決いたします。

倉持松雄監査委員の罷免に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって倉持松雄監査委員の罷免の動議は、可決することに決しました。

14番倉持松雄君の入場を求めます。

14番倉持松雄君に申し上げます。ただいまの倉持松雄監査委員の罷免の動議は、賛成多数により可決されました。

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で、本臨時会に予定されました日程はすべて終了されました。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 私は監査委員として職務を全うしたというだけで、特に監査委員として知り得た情報を漏えいしたということはありません。私は、あれは時期は定かじゃございませんが、8月だか7月だか6月かはっきり覚えてませんけれども、吉田家屋調査士という名前がありましたので、これはもしかしたら吉田議員のかなと思って、私も間違っことを監査報告しては、これ職務に違反しますので、吉田議員に電話しました。

吉田という家屋調査士がいるから、これは憲ちゃんの子かとは私は聞きました。しかし、監査委員として間違っ報告はできませんので、確かめるためにそれはやったんですけども、それで、私はむしろ……。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄議員に申し上げます。

この案件は……。

○14番（倉持松雄君） 異議はございません。これでは、たとえ審査能力、決定能力……。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄議員に申し上げます。罷免は可決されました。罷免は可決されました。よって発言を許すことはできません。お座りになってください。

以上で、本臨時会に予定されました日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、平成23年第1回阿見町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 石 井 早 苗

署 名 員 柴 原 成 一